

奈良市公報

号外第12号

平成18年 6月21日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

○平成18年度奈良市一般会計予算等の要領…………… 1

告示

奈良市告示第161号

平成18年奈良市議会 3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成18年 3月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成18年度奈良市一般会計予算
- 2 平成18年度奈良市下水道事業費特別会計予算
- 3 平成18年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 4 平成18年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 5 平成18年度奈良市老人保健特別会計予算
- 6 平成18年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 7 平成18年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 8 平成18年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
- 9 平成18年度奈良市福祉資金貸付金特別会計予算
- 10 平成18年度奈良市駐車場事業特別会計予算
- 11 平成18年度奈良市介護保険特別会計予算
- 12 平成18年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 13 平成18年度奈良市針テラス事業特別会計予算
- 14 平成18年度奈良市簡易水道事業特別会計予算
- 15 平成18年度奈良市宅地造成事業費特別会計予算
- 16 平成18年度奈良市病院事業会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市	税	千円 52,778,621
	1 市民税	27,222,385
	2 固定資産税	19,363,801
	3 軽自動車税	350,044
	4 市たばこ税	1,852,169
	5 特別土地保有税	67,464
	6 入湯税	9,213
	7 事業所税	720,031
	8 都市計画税	3,193,514

17 平成18年度奈良市水道事業会計予算

平成18年度奈良市一般会計予算

平成18年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,730,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2 地方譲与税		2,950,000
	1 所得譲与税	1,872,000
	2 自動車重量譲与税	788,000
	3 地方道路譲与税	290,000
3 利子割交付金		300,000
	1 利子割交付金	300,000
4 配当割交付金		290,000
	1 配当割交付金	290,000
5 株式等譲渡所得割交付金		400,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	400,000
6 地方消費税交付金		3,100,000
	1 地方消費税交付金	3,100,000
7 ゴルフ場利用税交付金		320,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	320,000
8 自動車取得税交付金		560,000
	1 自動車取得税交付金	560,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		5,490
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	5,490
10 地方特例交付金		2,047,000
	1 地方特例交付金	2,047,000
11 地方交付税		11,520,000
	1 地方交付税	11,520,000
12 交通安全対策特別交付金		71,800
	1 交通安全対策特別交付金	71,800
13 分担金及び負担金		1,152,912
	1 分 担 金	6,446
	2 負 担 金	1,146,466
14 使用料及び手数料		2,720,745
	1 使 用 料	1,911,167
	2 手 数 料	809,578
15 国庫支出金		13,001,685
	1 国庫負担金	10,972,581
	2 国庫補助金	1,102,118
	3 国庫委託金	133,014
	4 国庫交付金	793,972
16 県支出金		3,245,708
	1 県負担金	2,321,411
	2 県補助金	807,183
	3 県委託金	106,102
	4 県交付金	11,012

17 財 産 収 入		433,009
	1 財 産 運 用 収 入	32,859
	2 財 産 売 払 収 入	400,150
18 寄 附 金		560
	1 寄 附 金	560
19 繰 入 金		2,965,514
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,236
	2 基 金 繰 入 金	2,964,278
20 諸 収 入		2,202,456
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	30,000
	2 預 金 利 子	2,016
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,726,146
	4 雑 収 入	444,294
21 市 債		9,664,500
	1 市 債	9,664,500
歳 入 合 計		109,730,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 820,967
	1 議 会 費	820,967
2 総 務 費		12,423,407
	1 総 務 管 理 費	8,823,391
	2 企 画 費	1,837,585
	3 徴 税 費	1,139,317
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	383,767
	5 選 挙 費	108,438
	6 統 計 調 査 費	34,722
	7 監 査 委 員 費	96,187
3 民 生 費		36,647,951
	1 社 会 福 祉 費	14,355,801
	2 児 童 福 祉 費	11,855,664
	3 生 活 保 護 費	10,357,229
	4 災 害 救 助 費	2,534
	5 国 民 年 金 事 務 費	76,723
4 衛 生 費		11,833,864
	1 保 健 衛 生 費	1,604,639
	2 保 健 所 費	2,346,285
	3 清 掃 費	6,438,812
	4 上 水 道 費	1,444,128
5 労 働 費		151,338
	1 労 働 諸 費	151,338

6	農 林 水 産 業 費		623,470
	1	農 林 費	623,470
7	商 工 費		2,094,203
	1	商 工 費	2,094,203
8	観 光 費		798,710
	1	観 光 費	798,710
9	土 木 費		13,407,020
	1	土 木 管 理 費	181,949
	2	道 路 橋 梁 費	2,500,077
	3	河 川 費	417,790
	4	都 市 計 画 費	9,543,370
	5	住 宅 費	763,834
10	消 防 費		3,864,157
	1	消 防 費	3,864,157
11	教 育 費		11,639,127
	1	教 育 総 務 費	2,533,276
	2	小 学 校 費	2,100,819
	3	中 学 校 費	814,425
	4	高 等 学 校 費	914,005
	5	幼 稚 園 費	1,968,618
	6	社 会 教 育 費	1,502,032
	7	保 健 体 育 費	1,805,952
12	災 害 復 旧 費		41,000
	1	農林水産業施設災害復旧費	1,000
	2	土木施設災害復旧費	40,000
13	公 債 費		15,279,254
	1	公 債 費	15,279,254
14	諸 支 出 金		55,532
	1	地 元 公 共 事 業 基 金	9,786
	2	財 政 調 整 基 金	950
	3	土 地 開 発 基 金	920
	4	減 債 基 金	43,876
15	予 備 費		50,000
	1	予 備 費	50,000
		歳 出 合 計	109,730,000

第2表 継続費

1 新規分

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	徴税费	固定資産路線価付設業務	120,000	平成18年度	千円 25,000
				平成19年度	70,000
				平成20年度	25,000

第3表 債務負担行為

1 新規分

事項	期間	限度額
奈良市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成18年度から平成21年度まで	千円 33,900,000
奈良市土地開発公社が先行取得する公共用地取得事業(平成18年度取得分)	平成18年度から平成27年度まで	奈良市土地開発公社が平成18年度において取得する用地等の事業資金、事務費及び利息相当額の合計額
庁舎空調熱源機使用料	平成18年度から平成19年度まで	25,000
財団法人奈良市駐車場公社の金融機関からの融資に対する損失補償	平成18年度から平成19年度まで	金融機関からの借入金853,000千円及び利息相当額の合計額
県議会議員選挙費	平成18年度から平成19年度まで	16,100
都市計画業務支援地理情報システム作成業務委託料	平成18年度から平成19年度まで	40,000
第11号(杏中)市営住宅建替事業	平成18年度から平成19年度まで	67,050

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 9,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	150,000	〃	〃	〃
地域振興施設整備事業	88,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	53,700	〃	〃	〃
保健所等施設整備事業	80,300	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	426,900	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	114,600	〃	〃	〃
道路事業	595,400	〃	〃	〃
河川事業	150,000	〃	〃	〃
都市計画事業	2,222,300	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	104,700	〃	〃	〃
消防施設整備事業	168,700	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	396,300	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	114,400	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	193,700	〃	〃	〃
体育施設整備事業	41,000	〃	〃	〃
災害復旧事業	40,000	〃	〃	〃
退職手当	950,000	〃	〃	〃

減税補てん	665,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	3,100,000	〃	〃	〃
計	9,664,500			

平成18年度奈良市下水道事業費特別会計予算

平成18年度奈良市の下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,646,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 107,568
	1 分担金	61,209
	2 負担金	46,359
2 使用料及び手数料		3,540,000
	1 使用料	3,539,745
	2 手数料	255
3 国庫支出金		403,346
	1 国庫補助金	403,346
4 県支出金		274,936
	1 県補助金	274,936
5 財産収入		136
	1 財産運用収入	136
6 繰入金		4,035,978
	1 一般会計繰入金	4,007,978
	2 基金繰入金	28,000
7 諸収入		36
	1 貸付回収金	36
8 市債		2,284,000
	1 市債	2,284,000
歳入	合計	10,646,000

歳出

款	項	金額
1 下水道事業費		千円 5,338,040
	1 下水道費	3,478,727
	2 下水管渠費	1,643,513
	3 大和川流域下水道整備事業費	215,800
2 農業集落排水事業費		940,169
	1 農業集落排水費	135,271
	2 農業集落排水施設整備費	804,898
3 公債費		4,367,791
	1 公債費	4,367,791
歳出	合計	10,646,000

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第2表 債務負担行為

1 新規分

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給（公共下水道分）	平成18年度から平成22年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利1.65%の範囲内の額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給（農業集落排水処理施設分）	平成18年度から平成22年度まで	融資総額11,100千円を限度とする年利1.65%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	平成18年度から平成22年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（農業集落排水処理施設分）	平成18年度から平成22年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
下水管渠布設事業（奈良増強幹線）	平成18年度から平成20年度まで	890,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	2,284,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成18年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成18年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 10,256
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,256
2 諸 収 入		63,744
	1 雑 入	63,744
歳 入	合 計	74,000

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		千円 10,256
	1 総 務 管 理 費	10,256
2 公 債 費		63,744
	1 公 債 費	63,744
歳 出	合 計	74,000

平成18年度奈良市国民健康保険特別会計予算
平成18年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,241,000千円と定める。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 2,900
	1 国民健康保険税	2,900
2 国民健康保険料		11,485,535
	1 国民健康保険料	11,485,535
3 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
4 国庫支出金		8,045,549
	1 国庫負担金	6,493,401
	2 国庫補助金	1,552,148
5 療養給付費交付金		5,021,415
	1 療養給付費交付金	5,021,415
6 県支出金		1,408,091
	1 県負担金	142,700
	2 県補助金	1,265,391
7 共同事業交付金		500,000
	1 共同事業交付金	500,000
8 財産収入		200
	1 財産運用収入	200
9 繰入金		1,530,052
	1 一般会計繰入金	1,530,052
10 繰越金		217,904
	1 繰越金	217,904
11 諸収入		29,352
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	250
	3 雑収入	29,100
歳入	合計	28,241,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 413,639
	1 総務管理費	343,228
	2 賦課徴収費	69,646
	3 運営協議会費	765
2 保険給付費		19,373,482
	1 給付諸費	19,373,482
3 老人保健拠出金		5,900,000
	1 老人保健拠出金	5,900,000
4 介護納付金		1,850,000
	1 介護納付金	1,850,000
5 共同事業拠出金		570,830
	1 共同事業拠出金	570,830
6 保健事業費		82,349
	1 保健事業費	82,349
7 基金積立金		200
	1 基金積立金	200
8 公債費		30,000
	1 公債費	30,000
9 諸支出金		20,000
	1 還付及び還付加算金	20,000
10 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	28,241,000

平成18年度奈良市老人保健特別会計予算
平成18年度奈良市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 支払基金交付金		千円 15,675,021
	1 支払基金交付金	15,675,021
2 国庫支出金		7,812,152
	1 国庫負担金	7,800,560
	2 国庫補助金	11,592
3 県支出金		1,950,140
	1 県負担金	1,950,140
4 繰入金		2,015,684
	1 一般会計繰入金	2,015,684
5 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑収入	2
歳入	合計	27,453,000

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,453,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 73,483
	1 総務管理費	73,483
2 医療諸費		27,379,517
	1 医療諸費	27,379,517
歳出	合計	27,453,000

平成18年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
平成18年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,365,800千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 87,600
	1 国庫補助金	81,000
	2 国庫交付金	6,600
2 清算金		22,000
	1 清算金	22,000
3 繰入金		970,200
	1 一般会計繰入金	970,200
4 市債		286,000
	1 市債	286,000
歳入	合計	1,365,800

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

歳出

款	項	金額
1 J R 奈良駅周辺地区 土地区画整理事業費		千円 83,300
	1 J R 奈良駅周辺地区 土地区画整理事業費	83,300
2 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		421,000
	1 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	421,000
3 J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費		137,200
	1 J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費	137,200
4 公債費		724,300
	1 公債費	724,300
歳出合計		1,365,800

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	266,000	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	20,000	〃	〃	〃
計	286,000			

平成18年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
平成18年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ380,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 380,000
	1 一般会計繰入金	380,000
歳入合計		380,000

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 380,000
	1 公債費	380,000
歳出合計		380,000

平成18年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
平成18年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,360,700千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 281,077
	1 財産売却収入	281,077
2 繰入金		149,923
	1 一般会計繰入金	149,923
3 市債		1,929,700
	1 市債	1,929,700
歳入合計		2,360,700

歳出

款	項	金額
1 道路事業用地取得事業費		千円 100
	1 道路事業用地取得事業費	100
2 都市計画事業用地取得事業費		1,931,036
	1 都市計画事業用地取得事業費	1,931,036
3 公債費		429,564
	1 公債費	429,564
歳出合計		2,360,700

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業用地取得事業	千円 1,929,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成18年度奈良市福祉資金貸付金特別会計予算
平成18年度奈良市の福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 4,490
	1 繰越金	4,490
2 諸収入		1,510
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	1,509
歳入合計		6,000

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

款	項	金額
1 福祉資金貸付事業費		千円 6,000
	1 総務管理費	50
	2 貸付金	5,950
歳出	合計	6,000

平成18年度奈良市駐車場事業特別会計予算
平成18年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 100,000
	1 使用料	100,000
2 繰入金		236,000
	1 一般会計繰入金	236,000
歳入	合計	336,000

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ336,000
千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円 100,000
	1 駐車場費	100,000
2 公債費		236,000
	1 公債費	236,000
歳出	合計	336,000

平成18年度奈良市介護保険特別会計予算
平成18年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 3,316,235
	1 介護保険料	3,316,235
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		3,478,186
	1 国庫負担金	2,862,699
	2 国庫補助金	615,487
4 支払基金交付金		4,903,995
	1 支払基金交付金	4,903,995
5 県支出金		2,310,698

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,631,
200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

	1 県 負 担 金	2,253,242
	2 県 補 助 金	57,456
6 財 産 収 入		539
	1 財 産 運 用 収 入	539
7 繰 入 金		2,620,915
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,581,153
	2 基 金 繰 入 金	39,762
8 諸 収 入		622
	1 雑 入	622
歳 入 合 計		16,631,200

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 556,037
	1 総 務 管 理 費	356,906
	2 賦 課 徴 収 費	14,031
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	185,100
2 保 険 給 付 費		15,741,356
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	15,741,356
3 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		17,347
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	17,347
4 地 域 支 援 事 業 費		314,200
	1 介 護 予 防 事 業 費	78,600
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	235,600
5 基 金 積 立 金		539
	1 基 金 積 立 金	539
6 諸 支 出 金		1,721
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,721
歳 出 合 計		16,631,200

平成18年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計
予算

平成18年度奈良市の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,200
千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 10,957
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,957
2 繰 越 金		5,049
	1 繰 越 金	5,049
3 諸 収 入		36,194
	1 貸 付 金 元 利 収 入	36,194

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすこ
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、
利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

4 市 債		20,000
	1 市 債	20,000
歳 入	合 計	72,200

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 72,200
	1 総務管理費	1,000
	2 貸付金	71,200
歳 出	合 計	72,200

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業	千円 20,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項に定めるところによる。

平成18年度奈良市針テラス事業特別会計予算
平成18年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,010千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 90,000
	1 使用料	90,000
2 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
歳 入	合 計	90,010

歳 出

款	項	金 額
1 針テラス事業費		千円 7,817
	1 針テラス事業費	7,817
2 公債費		82,193
	1 公債費	82,193
歳 出	合 計	90,010

平成18年度奈良市簡易水道事業特別会計予算
平成18年度奈良市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ539,800千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 4,060
	1 分担金	3,960
	2 負担金	100

2 使用料及び手数料		178,019
	1 使用料	177,941
	2 手数料	78
3 県支出金		4,971
	1 県補助金	4,971
4 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
5 繰入金		342,734
	1 一般会計繰入金	327,742
	2 基金繰入金	14,992
6 諸収入		10,001
	1 雑収入	10,001
歳入合計		539,800

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円 318,519
	1 簡易水道費	318,519
2 公債費		220,781
	1 公債費	220,781
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		539,800

平成18年度奈良市宅地造成事業費特別会計予算

(総則)

第1条 平成18年度奈良市宅地造成事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 土地売却量 芝辻町外 10,261.80㎡
(2) 造成事業 中ノ川町外 271,008.38㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 収益的収入	2,046,971千円
第1項 売却収入	2,037,410千円
第2項 雑収入	9,561千円

支 出	
第1款 収益的支出	1,946,600千円
第1項 収益的費用	1,946,600千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,600千円は、当年度分損益勘定留保資金30,600千円で補てんするものとする。)

支 出	
第1款 資本的支出	30,600千円
第1項 宅地造成費	30,600千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、4,215,200千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類 名 称	数 量
(1) 処分する資産	土地 芝辻町外	10,261.80㎡

平成18年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数	一般病床	300床
2 年間患者数		
(1) 入院		83,950人
(2) 外来		134,225人
3 1日平均患者数		
(1) 入院		230人
(2) 外来		455人
4 主要な建設改良事業		
(1) 施設整備事業費		286,680千円
(2) 機器備品購入事業費		154,880千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	4,434,205千円
第1項 医業収益	4,148,949千円
第2項 医業外収益	285,256千円

支 出

<p>第1款 病院事業費用 4,475,000千円</p> <p>第1項 医業費用 4,454,397千円</p> <p>第2項 医業外費用 19,103千円</p> <p>第3項 予備費 1,500千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額29,540千円は当年度分損益勘定留保資金29,540千円で補てんするものとする。)</p> <p>(企業債)</p>	<p style="text-align: center;">収 入</p> <p>第1款 資本的収入 448,460千円</p> <p>第1項 企業債 427,000千円</p> <p>第2項 補助金 13,260千円</p> <p>第3項 負担金 8,200千円</p> <p style="text-align: center;">支 出</p> <p>第1款 資本的支出 478,000千円</p> <p>第1項 建設改良費 441,560千円</p> <p>第2項 企業債償還金 36,440千円</p>
--	---

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備及び機器備品購入事業費に充当	千円 427,000	証書借入	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医業費用

第2項 医業外費用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、

それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 50,500千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、77,012千円である。
(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	医療機器	医療用直線型加速器(リニアック)	一式
		X線撮影装置(一般撮影装置)	一式

平成18年度奈良市水道事業会計予算 (総則)		支 出
<p>第1条 平成18年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>1 給水戸数 160,800戸</p> <p>2 年間総給水量 49,203,000m³</p> <p>3 1日平均給水量 134,800m³</p> <p>4 主要な建設改良事業 1,133,363千円</p> <p>(1) 施設整備事業費 167,003千円</p> <p>(2) 施設費 466,722千円</p> <p>(3) 配水施設改良費 499,638千円</p> <p>(収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p style="text-align: center;">収 入</p> <p>第1款 水道事業収益 9,184,000千円</p> <p>第1項 営業収益 8,397,696千円</p> <p>第2項 営業外収益 786,284千円</p> <p>第3項 特別利益 20千円</p>	<p>第1款 水道事業費用 9,095,000千円</p> <p>第1項 営業費用 6,989,461千円</p> <p>第2項 営業外費用 2,080,498千円</p> <p>第3項 特別損失 15,041千円</p> <p>第4項 予備費 10,000千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,773,000千円は、過年度分損益勘定留保資金579,832千円、当年度分損益勘定留保資金2,147,499千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,669千円で補てんするものとする。)</p> <p style="text-align: center;">収 入</p> <p>第1款 資本的収入 1,716,000千円</p> <p>第1項 企業債 330,000千円</p> <p>第2項 補助金 5,482千円</p> <p>第3項 負担金 961,174千円</p> <p>第4項 分担金 419,344千円</p> <p style="text-align: center;">支 出</p> <p>第1款 資本的支出 4,489,000千円</p>	

第1項 施設整備事業費	209,394千円	第5項 企業債償還金	1,045,923千円
第2項 施設費	571,906千円	第6項 長期割賦金	1,667,591千円
第3項 配水施設改良費	657,269千円	第7項 退職給与金	307,000千円
第4項 固定資産取得費 (企業債)	19,917千円	第8項 予備費	10,000千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備費、施設費及び配水施設改良費に充当	千円 330,000	証書借入	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、30,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,138,536千円

(2) 交際費 1,000千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 布目ダム下流受益者負担金企業債元利償還補助金 34,144千円

(2) 布目ダム建設事業（一次精算）割賦負担金元利償還補助金 578,706千円

(3) 布目ダム建設事業（二次精算）割賦負担金元利償還補助金 91,044千円

(4) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金 245,234千円

(5) 東部地域等水道整備事業企業債元利償還補助金 59,804千円

(6) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 96,921千円

(7) 興ヶ原簡易水道整備事業企業債元利償還補助金 5,222千円

(8) 邑地簡易水道整備事業企業債元利償還補助金 5,311千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、150,000千円と定める。